



想い 叶う

このニュースレターは、主に高齢者や障がい者の支援活動に携わっていらっしゃる団体宛てに送付させていただいています。

様々な障がいを抱えたお子さんをお持ちの方は、いわゆる「親亡き後問題」がご心配なことでしょう。

ご自身の資産を活用することで、お子さんの安心・安全な生活を、将来にわたり支えることができます。

静岡県司法書士会
業務研究委員会
民事信託グループ

「叶 (かなう)」

に所属する私たち司法書士が皆さんの想いを叶えます！

こんなこと、 ご相談ください！

- ・ 子供の将来が不安. . .
- ・ 私たちの相続はどうすればいいの？
- ・ 私たち夫婦に代わって、子供の財産管理を頼みたい！
- ・ 成年後見を利用したい！！
- ・ 民事信託って??
- ・ 子供のために蓄えた財産があるけど、誰に託そう？

☛ **ご相談先は裏面に！**

居住用不動産を信託財産とする際の注意点

居住用不動産を信託財産とする場合とは、例えば委託者がご自宅やその敷地を受託者に信託し、受益者としてそのまま居住するケースが考えられます。ご自宅の維持・管理を受託者に委ねることで、万が一委託者の判断能力が低下した場合であっても、安心して生活を続けることができるという点で、検討の価値は高いでしょう。

ただし、次のような点に注意が必要です。

まず、住宅ローンの有無について確認しましょう。住宅ローンを返済中の場合、金融機関と十分な協議を重ね、その承諾を得た上で手続きを進める必要があるからです。

次に、受託者が信託されたご自宅を維持管理するために必要な現金も、あわせて信託しておく必要があります。信託により所有権は受託者に帰属しますので、固定資産税や火災保険料などは信託財産から拠出する必要があります。また、水回り等の修繕、バリアフリー化を含む改修、老朽化に伴う建替えなど、長期間にわたって不動産を維持管理するためには多額のコストを要する点に十分に注意し、計画的な信託を設計しましょう。

さらに、住宅での生活が困難になり、施設入所せざるを得ない状況に至った場合の管理や処分について、委託者ご自身の

意向を丁寧に信託条項に反映させる必要があります。なぜなら、ご自宅は委託者にとって生活の本拠となるべき場所です。仮に施設入所した場合であっても、いつでも帰ることができる家があることは、高齢者にとって精神的な支えになるのではないのでしょうか？

この点、成年後見制度では、居住用財産を処分するためには、その合理性が家庭裁判所で判断され、許可が得られなければならない点にも配慮し、裁判所の監督下でない信託においても、信託監督人の同意を必須とするなど、慎重な対応が求められます。

民事信託FAQ

皆さんの、いろんな疑問にお答えします！！

Q・主人が遺してくれた賃貸マンションのおかげで、知的障害を抱えた長女と二人で生活するのに困ることはありませんし、近所に住む姪が長女を気にかけてくれておえい、私の亡き後は長女の面倒を看てもらえることになっています。このような事情から、私の財産は「私→長女→姪」という順番で承継されることを望んでおります。なにか、よい方法はありますか？

A・あなたが長女に、長女が姪に、それぞれ財産を承継させる内容の遺言を遺す方法が最も簡便ですが、長女の障害の程度によっては遺言を遺すことができない可能性も高そうですね。

ちなみに、あなたが長女に財産を相続させるまではよいのですが、長女にはお子さんご兄弟もいらっしゃらないということですから、長女が遺言を遺さず亡くなると、遺産はすべて国のものになってしまいます。面倒を看ている姪御さんのためにも、何らかの手当てが必要ですね。

このケースも、民事信託で解決できます。受益者として長女、長女死亡により信託終了、信託終了後の財産帰属先として姪を指定することにより、ご希望どおり財産を承継させることができますね。

このような準備をしておくことで、姪御さんとしても安心して長女のお世話をすることができるでしょう。

事件簿

とかく事務作業の連続と思われがちな司法書士業務ですが、依頼者との関係を通じて数多くのドラマが展開されています！！

涙の家族会議



依頼者の白いYシャツの胸ポケットには、いつも万年筆とボールペンがささっていた。

「素敵なお筆ですね」と私が話しかけると、いつものように依頼者の昔話が始まった。

依頼者のお店が雑貨屋になって数年経つ。現役を引退した依頼者は、今では長女にお店の切り盛りを任せているが、妻と共に何十年もの間、自宅兼店舗のその場所で万年筆とボールペンを販売し、修理をしてきた。

そう、その街では知る人ぞ知る老舗の文房具屋でだったのだ。

ある時、知り合いの紹介で、私は依頼者の財産管理について相談を受けるようになった。何回か通わせていただくうちに、家族全員と家族会議を開くことが毎月の恒例行事となった。

参加者は、依頼者と妻と長女。少し遠くに住んでいる二女が、都合がつく限り参加するという感じであった。

私は、その家族会議に参加するのが楽しみだった。

依頼者の話は、いつも万年筆とボールペンの話。妻は、お店を切り盛りし、いかにお店の売上げを支えてきたのかという話と、多くの企業に出入りし文房具を売りさばってきた武勇伝。

そして、話の中盤に差し掛かると、いつも妻が涙ぐみながら、ときには溢れる涙をこらえることもなく、どんな想いで子供二人を育ててきたかを語っていた。

娘たちもそれを遮ることなく黙って頷きながら、ときに涙ぐみながら自分たちを育ててくれた母の話聞いていた。依頼者は、それを俯瞰するように眺め、少し笑み

を浮かべながら、家族全員を包み込むように頷いていた。私もときどき、一緒に泣いた。

依頼者としては、将来、土地と建物を処分し、妻と共に施設に入居することを視野に入れていた。

思えば、依頼者と妻が必死に商売を続け、両親の背中を見ながら長女と次女がすくすくと育ったその家は、繁華街のど真ん中。時代の流れと共に、周囲の風景が変わっていった。気づいたときには、5軒続きの店舗の中で商売を続けているのが依頼者の店だけとなっていた。毎回の家族会議は繁華街の懐かしい歴史を振り返る時間でもあった。

何回かの家族会議を経て、民事信託を活用し、お店の切り盛りを任せている長女に土地と建物の処分を託すことに決まった。

依頼者と妻は、安堵の表情と共にどこか寂しさも感じる表情を浮かべていた。

ただ、依頼者の白いYシャツの胸ポケットにささっている万年筆とボールペンは、相変わらず素敵であった。

平成30年度 第1回沼津支部研修会

レジュメ

第1講 「信託法の基礎」

第2講 「信託契約と信託目録」

(講師) 静岡県司法書士会浜松支部 小出洋史 氏

研修会にお招きいただきました！

先日、静岡県司法書士会沼津支部の研修に、民事信託の講師としてお招きいただきました。

3連休の初日にもかかわらず、47名ものご参加をいただいたことに民事信託の関心の高さを窺い知ることができました。

司法書士のみを対象とした講義のため、やや専門的な内容を準備していましたが。このため「講義についてくることのできない方がいるかも・・・」と心配もしていたのですが、多くの参加者から「疑問点が晴れた」などと満足の声をいただくことができました！

ご相談・お問い合わせはこちらへ！！



☎ 053-589-5745

【窓口担当・小出洋史】

※ 電話相談の段階では費用は発生しません。「叶」所属の司法書士が対応いたします。